

競争参加資格(建設工事、測量・建設コンサルタント等)の申請について

独立行政法人造幣局

令和7・8年度の独立行政法人造幣局における一般競争参加資格(建設工事、測量・建設コンサルタント等)の申請にあたっては、別紙「一般競争参加資格審査申請書(建設工事、測量・建設コンサルタント等)作成要領」及び下記事項を熟読のうえ間違いのないよう提出願います。

なお、この申請は、独立行政法人造幣局(本局・さいたま支局・広島支局)に対してのみ有効なものであり、他の機関への競争参加資格を付与するものではありません。

※財務省関係機関において競争参加資格を取得済みの場合は、その写しのみのご提出で競争入札に参加が可能(その場合、「等級決定通知書」の送付は省略)となっております。

記

1. 申請書類受付期間

令和7年2月3日(月)から随時

(ただし、平日 9:00～12:00、13:00～17:00)

申請書類の受付期間開始直後は、多数の申請者から申請書類の提出が見込まれ、競争参加資格の「等級決定通知書」の送付に時間を要する場合がありますので、建設工事等の入札に参加する案件がある場合であって、競争参加資格を受けなければ競争入札に参加できないときは、「6. 競争参加資格申請書類の提出及び照会先」にその旨をご連絡ください。

2. 資格の有効期間

令和7年4月1日以降の資格を付与した日から令和9年3月31日まで

3. 申請書の提出方法

郵送(到着確認ができるもの)のみとしますが、持参した場合でも受け付けます。

申請書及び添付書類は、A4 サイズが入る封筒(紙ファイル不要、ホチキス止め不要)に入れてください。

また、110 円切手が貼付され、かつ、送付先が記載された返信用封筒(長形 3 号程度)を添付願います。

4. 審査結果の通知

「等級決定通知書」により通知(郵送)

* 財務省関係機関が証明した資格の写しのみの提出の場合、通知書の送付は省略

5. 個人情報の取扱いについて

今回の入札参加資格申請の結果について、有資格者として造幣局ホームページ上の競争参加資格者名簿に、商号又は名称や法人番号、住所等の情報を公表いたします。

なお、当該申請に係る個人情報の取扱いについては、当該審査に関する事務手続きのほか、契約事務手続きに関してのみ利用し、これらに関係のない目的での利用に関しては、申請者の承諾なしに行うことはありませんが、法令に基づきその全部又は一部を公開することがあります。

6. 競争参加資格申請書類の提出及び照会先

〒530-0043 大阪府大阪市北区天満 1-1-79

独立行政法人造幣局本局

経理課(契約担当)

電話 06-6351-5463(ダイヤルイン)

一般競争参加資格審査申請書(建設工事、測量・建設コンサルタント等)作成要領

第1 共通事項

1. 付与された資格は、独立行政法人造幣局(本局・さいたま支局・広島支局)に対してのみ有効である。申請場所は本局(大阪府大阪市北区天満 1-1-79)のみとなる。
2. 資格審査申請書の添付書類及び記載事項の基準日については、当該申請書が提出された月の初日とするが、決算に関する事項については、同日の直前に決算の確定した日を原則とする(ただし、経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)は除く。)
3. 資格審査の申請事務に関しては、委任状に基づき日本国内の者に委任することができる。
4. すでに、財務省関係機関において資格を申請されており、令和 7・8 年度に有効な資格を付与されている場合は、財務省関係機関が証明した資格の写しと担当者の連絡先(任意書式)の提出のみで競争入札に参加することができる。その場合、「等級決定通知書」の送付は省略する。

第2 建設工事の資格審査申請書及び添付書類の作成方法

1. 申請書(別紙第1号様式)の作成方法
 - (1) 「※」欄については、記入しないこと。
 - (2) 「01 1 新規・2 更新」欄には、該当する申請区分の番号(1 又は 2)に○印を付す。
なお、初めて申請する場合は 1 に○印を付し、独立行政法人造幣局の競争参加資格を付与されたことがある場合は2に○印を付すこと。
 - (3) 「04 許可番号」欄には、許可を受けている建設業の許可番号(8桁)を総合評定値通知書(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。)から転記する。
 - (4) 「05 法人番号」欄には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)第 39 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号(13 桁)を記載する。個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には「—」を記載する。法人番号が不明の場合、国税庁法人番号公表サイトで検索すること。<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
 - (5) 「07 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
 - (6) 「09 住所」から「11 代表者氏名」及び「14 担当者氏名」から「17 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載する。
 - ① フリガナの欄はカタカナで記載する。なお、「09 住所」欄の都道府県名及び「10 商号又は名

称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナを記載しないものとする。

- ② 「09 住所」欄での丁目、番地は「ー(ハイフン)」により省略して記載すること。
- ③ 「10 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いる(略号についてはフリガナの記載は不要。)

種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	合同会社	(合)
有限会社	(有)	有限責任事業組合	(責)
合資会社	(資)	経常建設共同企業体	(共)
合名会社	(名)	一般財団法人	(一財)
協同組合	(同)	一般社団法人	(一社)
協業組合	(業)	公益財団法人	(公財)
企業組合	(企)	公益社団法人	(公社)

- ④ 「11 代表者氏名」欄での氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前との間は 1 文字あけること。なお、代表者の役職については、フリガナを記載しないものとする。
 - ⑤ 「15 電話番号」欄及び「16 FAX」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー(ハイフン)」で区切り、()は用いないものとする。
- (7) 「12 設立年月日」欄については、法人の場合は登記事項証明書記載の設立年月日を記載し、個人の場合は業務を開始した日付を記載する。
- (8) 「13 みなし大企業」欄については、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、①発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、②発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業のいずれかに該当するときは○印を記載し、いずれにも該当しないときは記載しない。
- (9) 「18 外資状況」欄については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分の番号(1、2、3 のいずれか)に○印を付すとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。
- なお、「2 日本国籍会社(比率 100%)」とは 100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。
- (10) 「19 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類(以下「競争参加資格希望工種」という。)に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日(2 業種以上の場合是最も早い開始日)以降基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間(1 年未満切捨て)を記載する。
- なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数を記載する。
- (11) 「21 完成工事高」の各欄については、次により記載する。
- ア 「①競争参加資格希望工種区分」欄は、建設業法第 2 条第 1 項別表による区分に対応する業種区分をいう。資格審査を申請する番号に○印を付す。
 - イ 「④年間平均完成工事高」欄には、資格審査を申請する競争参加資格希望工種ごとに完成工

事高(消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。)を記載するほか、これら以外の完成工事高を「①競争参加資格希望工種区分」欄のその他に一括して計上する。なお、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。)を含めた完成工事高を記載する。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特別扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高の合計金額をそれぞれ記載する。

なお、「④年間平均完成工事高」欄は経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)における「年平均」と同じである。この場合において、直前2年の事業年度における完成工事高を採用している場合は、「⑤計算基準の区分」欄に『1』と記載し、基準決算、基準決算以前の決算に該当する完成工事高をそれぞれ「③基準決算」欄、「②基準決算以前の決算」欄に、2年平均した完成工事高を「④年間平均完成工事高」欄に記載する。また、直前3年の事業年度における完成工事高を採用している場合には、「⑤計算基準の区分」欄に『2』と記載し、基準決算、基準決算以前の決算に該当する完成工事高のみをそれぞれ「③基準決算」欄、「②基準決算以前の決算」欄に、3年平均した完成工事高を「④年間平均完成工事高」欄に記載する。

- (12) 工事経歴書(別紙第1号の2様式)及び営業所一覧表(別紙第1号の3様式)については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載する。

なお、工事経歴書(別紙第1号の2様式)の作成に当たっては、共同企業体の場合は共同企業体として施工した工事及び構成員が施工した工事について、官公需適格組合の場合で総合点数の算定等の特定扱いを希望する場合は組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事についてそれぞれ記載する。

2. 添付書類

- (1) 建設共同企業体協定書の写し

申請者が共同企業体として申請を行う場合は、建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しを提出する。

- (2) 官公需適格組合証明書の写し

申請者が官公需適格組合として申請を行う場合は、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の写しを提出する。

- (3) 経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の写し

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する総合評定値通知書(競争参加資格の申請をする日の直前に受けたものであり、造幣局への資格審査の申請日から1年7か月前までの間の決算日を審査基準日としているもの(注)に限る。)の写しを提出する。

建設共同企業体の場合は各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出する。

(注)経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の写しについては、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、

当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類(写しによる提出も可とする。)を併せて提出するものとする。

(4) 登記事項証明書(法人の場合のみ提出。発行日から3か月以内のもの。)(写し可)

資格審査の申請者が法人である場合には、商業登記法(昭和38年法律第125号)第6条第5号から第9号までに掲げるもののいずれかに係る登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を提出する。

(5) 納税証明書(発行日から3か月以内のもの)(写し可)

直前1年間における「法人税」又は「所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納入状況についての税務官署が発行する証明書をいう。

法人の場合は、「法人税と消費税及び地方消費税に未納がないこと」を示す国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(その3の3)に加え、**同施行規則別紙第9号書式(その2)(税務申告の義務がない事業者の場合は申出書(別添1参照))**。

個人の場合は、「所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないこと」を示す国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の2)に加え、**同施行規則別紙第9号書式(その2)(税務申告の義務がない事業者の場合は申出書(別添1参照))**。

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明(印影部分を含む。)である写しに限り、写しによって差し支えない。

3. 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「09 住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2) 登記事項証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。
- (3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
- (4) 申請書類の金額表示に関して邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

4. 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち競争参加資格の区分として登録した工事種類に係るものである。

第3 測量・建設コンサルタント等の資格審査申請書及び添付書類の作成方法

1. 申請書(別紙第2号様式)の作成方法

- (1) 「※」欄については、記入しないこと。
- (2) 「01 1新規・2更新」欄には、該当する申請区分の番号(1又は2)に○印を付す。

なお、初めて申請する場合は 1 に○印を付し、独立行政法人造幣局の競争参加資格を付与されたことがある場合は2に○印を付すこと。

- (3) 「04 法人番号」欄には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)第 39 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号(13 桁)を記載する。個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には「—」を記載する。法人番号が不明の場合、国税庁法人番号公表サイトで検索すること。(https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/)
- (4) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
- (5) 「08 住所」から「10 代表者氏名」及び「13 担当者氏名」から「16 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載する。
- ① フリガナの欄はカタカナで記載する。なお、「08 住所」欄の都道府県名及び「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナを記載しないものとする。
 - ② 「08 住所」欄での丁目、番地は「—(ハイフン)」により省略して記載すること。
 - ③ 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いる(略号についてはフリガナの記載は不要)。

種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	合同会社	(合)
有限会社	(有)	有限責任事業組合	(責)
合資会社	(資)	経常建設共同企業体	(共)
合名会社	(名)	一般財団法人	(一財)
協同組合	(同)	一般社団法人	(一社)
協業組合	(業)	公益財団法人	(公財)
企業組合	(企)	公益社団法人	(公社)

- ④ 「10 代表者氏名」欄での氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前との間は 1 文字あけること。なお、代表者の役職については、フリガナを記載しないものとする。
 - ⑤ 「14 電話番号」欄及び「15 FAX」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「—(ハイフン)」で区切り、()は用いないものとする。
- (6) 「11 設立年月日」欄については、法人の場合は登記事項証明書記載の設立年月日を記載し、個人の場合は業務を開始した日付を記載する。
- (7) 「12 みなし大企業」欄については、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、①発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、②発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業のいずれかに該当するときは○印を記載し、いずれにも該当しないときは記載しない。
- (8) 「17 登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載する。
- ① 測量業者 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条による登録を受けている場合。
 - ② 建築士事務所 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条による登録を受けている場合。

- ③ 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条による登録を受けている場合。
 - ④ 地質調査業者 地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 2 条による登録を受けている場合。
 - ⑤ 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第 2 条による登録を受けている場合。
 - ⑥ 不動産鑑定業者 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)第 22 条による登録を受けている場合。
 - ⑦ 土地家屋調査士 土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号)第 8 条による登録を受けている場合(土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1 人のみについて記載する。)
 - ⑧ 司法書士 司法書士法(昭和 25 年法律第 197 号)第 8 条による登録を受けている場合。
 - ⑨ 計量証明事業者 計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 107 条による登録を受けている場合。
 - ⑩ その他の登録を受けている場合は登録事業名等が空白の欄に記載する。
- (9) 「18 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、下表の登録部門に対応する番号に○印を付す。

(建設コンサルタント業務)

登録部門	番号	登録部門	番号
河川、砂防及び海岸・海洋	1	造園	12
港湾及び空港	2	都市計画及び地方計画	13
電力土木	3	地質	14
道路	4	土質及び基礎	15
鉄道	5	鋼構造及びコンクリート	16
上水道及び工業用水道	6	トンネル	17
下水道	7	施工計画、施工設備及び積算	18
農業土木	8	建設環境	19
森林土木	9	機械	20
水産土木	10	電気電子	21
廃棄物	11		

(補償コンサルタント業務)

登録部門	番号	登録部門	番号
土地調査	22	営業補償・特殊補償	26
土地評価	23	事業損失	27
物件	24	補償関連	28
機械工作物	25	総合補償	29

- (10) 「19 測量等実績高」中の「②直前 2 年度分決算」、「③直前 1 年度分決算」及び「④直前 2 ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高(消費税を含まない金額)。

以下本項目において同じ。)を記載するほか、これら以外の実績高を「①競争参加資格希望業種区分」欄のその他に一括して計上する(決算が1事業年度1回の場合には、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の右欄のみに記載し、左欄は空白にしておくこと。)

なお、「③直前1年度分決算」とは基準日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2カ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。)を含めた実績を記載する。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式又は任意様式(記載事項は様式と同じ内容が記載されていること。)を使用して、その旨を記載のうえ、その書類を添付するものとする。

(11) 「20 自己資本額」の各欄については、次により記載する。

「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え、自己株式を減じた額を記載する。

なお、個人(青色申告の方)の場合は、確定申告控えの貸借対照表から次の計算式で計算した金額を記載する。

算出する金額＝(事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額)－事業主貸

また、個人(白色申告の方)の場合は、確定申告書から確認できないため、自己資本額は「0」を記載する。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合の場合は、組合員の基本財産と組合の払込資本金との合計額を記載する。

「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金の合計額を記載する。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合の場合は、該当する金額を記載する。

「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があつた場合には、その金額を記載する。

(12) 「21 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載する。

(13) 「22 貸借対照表」の「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載する。

(14) 「23 経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」及び「③自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点第一位までの数値を記載する。

(15) 「24 外資状況」欄については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分の番号(1、2、3のいずれか)に○印を付すとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社(比率100%)」とは100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(16) 「25 営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日(2業種以上の場合は最も早い開始日)から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した

期間(1年未満切捨て)を記載する。

- (17) 「26 常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他職員」欄には、それ以外の職員の数を法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載する。また、「④計」には、①～③の合計人数を記載し、「⑤役員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。

なお、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することをいう。

- (18) 「27 有資格者数」欄については、当局が指定する資格者の範囲に従い当該職員数を記載する。

2. 添付書類の作成方法

- (1) 測量等実績調書(別紙第2号の2様式)、技術者経歴書(別紙第2号の3様式)及び営業所一覧表(別紙第2号の4様式)については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載する。

- (2) 登記事項証明書(法人の場合のみ提出。発行日から3か月以内のもの。)(写し可)

資格審査の申請者が法人である場合には、商業登記法(昭和38年法律第125号)第6条第5号から第9号までに掲げるもののいずれかに係る登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を提出する。

- (3) 登録証明書等の写し

1-(8)に掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいう。なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

- (4) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る財務諸表(会社法及び会社計算規則により計算書類を作成する法人においては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)を提出する。

- (5) 納税証明書(発行日から3か月以内のもの)(写し可)

直前1年間における「法人税」又は「所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納入状況についての税務官署が発行する証明書をいう。

法人の場合は、「法人税と消費税及び地方消費税に未納がないこと」を示す国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(その3の3)に加え、**同施行規則別紙第9号書式(その2)(税務申告の義務がない事業者の場合は申出書(別添1参照))**。

個人の場合は、「所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないこと」を示す国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の2)に加え、**同施行規則別紙第9号書式(その2)(税務申告の義務がない事業者の場合は申出書(別添1参照))**。

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明(印影部分を含む。)である写しに限り、写しによって差し支えない。

3. 外国業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「08 住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2) 登記事項証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。
- (3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
- (4) 申請書類の金額表示に関して邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

4. 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、測量・建設コンサルタント等に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち競争参加資格の区分として登録した業種に係るものである。

以上